（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　第十条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、施行日以後に開始する連結会計年度（改正法附則第三条第二項の四半期が属する連結会計年度を含む。）に係る連結財務諸表について適用し、施行日前に開始した連結会計年度（当該四半期が属する連結会計年度を除く。）に係る連結財務諸表については、なお従前の例による。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　改正法附則第二条第一項若しくは第三条第一項又はこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第十一条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の規定の適用については、なお従前の例による。

（信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　施行日前に旧金融商品取引法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る第十三条の規定による改正後の信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

（信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　施行日前に旧金融商品取引法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る第十四条の規定による改正後の信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

（特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　第十六条の規定による改正後の特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令（次項において「新会計府令」という。）第十一条及び第十七条から第二十条までの規定は、施行日以後に開始する事業年度（改正法附則第三条第二項の四半期が属する事業年度を含む。）に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について適用し、施行日前に開始した事業年度（当該四半期が属する事業年度を除く。）に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表については、なお従前の例による。

２　改正法附則第二条第一項若しくは第三条第一項又はこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新会計府令第七章の規定の適用については、なお従前の例による。

（特定金融会社等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　改正法附則第二条第一項若しくは第三条第一項又はこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第十七条の規定による改正後の特定金融会社等の開示に関する内閣府令の規定の適用については、なお従前の例による。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　施行日前に旧金融商品取引法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る第十八条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第三十七条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　施行日前に旧金融商品取引法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る第二十条の規定による改正後の有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第十五条の三第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十九条　この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正）

第二十条　船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第３号（第48条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）半期報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 組合名 代表理事 組合長　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 ［第１～第４　略］	**別紙様式第３号**（第48条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）半期報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 組合名 代表理事 組合長　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 ［第１～第４　同左］